



スト破り褒賞金は反対

別表

一中国バス事件

中国バス株式会社(以下「会社」という)は、私鉄中国地方労組中国鉄道支部(以下「中鉄支部」という)が6・8年2月4日に予定したストにそなえ、予め中鉄バス労組(以下「中鉄労」という)に対し、中鉄支部のストの際、会社の業務に協力するよう申し入れ、協力するとの回答を得た。ストの前日、中鉄労は会社に「スト中の就労に対して『非常手当』の支給を要求。会社はのちの団交で支給することを約束した。

そして、会社は午前6時半に中鉄支部がストを中止した2月4日には千円、2月以降行った10回の24時間ストには千五百円又は二千円をスト破りを行った中鉄労に支給したのである。

この事件で岡山地労委は70年11月に不当労働行為の認定をし、「会社は合理的根拠もなく中鉄労に属する従業員に『非常勤手当』を出したことによって、中鉄支部と中鉄労との間に不当な差別を生じさせたのだから、『非常勤手当』に相当額のものを中鉄支部に支給するよう」命じた。

労組法七条三号
組合運営への支配介入

この「スト破り褒賞金」は、明らかに、労働千葉や國労の組織の弱体化を狙つた労組法七条三号に違反する労働組合活動への支配介入である。

JR東日本当局は、四月十九日、昨年十二・五以来、JR総連をはじめとする「スト破り分子」に「スト破り褒賞金」を支給してきた。

大和哲夫北海学園大学教授は、ジユリストに掲載した「スト手当支給の不当労働行為」という論文の中で、「スト手当支給の不当労働行為性」について以下のように述べている。

「褒賞金」は
組織の弱体化を狙つた
不当労働行為!

使用者が、いわゆるスト手当を、ストに参加しなかつた労働者に支給することは、一般的には、争議権に対する不当な抑制になるが故に、不当労働行為となる。それは、スト不参加者を経済的に優遇することにより、スト実施に際し、使用者がスト破り的措置に出ることは、稀ではない。

「スト破り」は支配介入の一類型である。その態様も、業務上の地位を利用しての切り崩し、責任追及の予告など多様であるが、本件(中国鉄道バス事件・別表参照)によると構成することも可能な場合がある。

しかし、いわゆるスト手当をストに参加しなかつた労働者に支給することは、スト破り的態様の一環として、労組法七条三号の支配介入と構成できる反面、受給者との比較において、労組法七条一号の「不利益取扱い」と構成することも可能な場合がある。

使用者が、スト期間中就労した労働者に、「感謝金」名義で三千円を支給したケースにおいて、地労委は、不利益取扱いと支配介入の双方の成立を認めたが、救済はボスト・ノーティス(不当労働行為であった旨および今後かかることをしない旨の指示)にとどめ、組合員への三千円の支給の請求を認めなかった(鳥

鳥取地労委命令昭和四〇・一二・九命令集三二・三三集四二八頁)。この再審査において、中労委は、前記初審のポスト・ノーティスに加えて、組合員への三千円ずつの支給をも命じたのである。(昭和四一・一二・二二命令集三四・三五集九六三頁)。この再審査命令が契機となって、いわゆるスト手当のスト中労務提供者への支給は、スト実施者に対する不利益取扱いを構成し、従つて、その不利益の個人的・是正の方向で、問題を考えてくる傾向が強くなっています。

三・一八ストへの不當処分策動、労働委員会命令を全く無視した清算事業団の仲間の不當解雇、そして極めつけは、組合費の徴収を妨害する土岐千葉転区長に五名の仲間にに対する訓告はじめとした不當処分の強行。これほど違法行為の限りを尽くす企業が日本中どこをさがしてもあるはずがない。

怒りをこめて、JR当局は、JR総連一体の不当な労務政策と対決していく。